



鳥取県土木工事共通仕様書のうちレデーミクストコンクリートの使用に係る取扱いについて（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成2年3月29日

発管第244号
平成2年3月29日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取空港管理事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

鳥取県土木工事共通仕様書のうちレデーミクストコンクリートの使用に係る取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり定め平成2年度発注に係るものから適用することとしましたので、受注者への指導等適切に処理してください。
なお、昭和55年3月3日付発管第29号「鳥取県土木工事共通仕様書のうちレデーミクストコンクリート等の使用に係る取扱いについて（通知）」中第1項「レデーミクストコンクリートの取扱いについて」及び昭和62年3月17日付発管第63号「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応暫定対策について（通知）」の様式第3号「レデーミクストコンクリート配合報告書の改正について」は、平成2年3月31日限りで廃止します。

記

鳥取県土木工事共通仕様書のうちレデーミクストコンクリートの使用に係る取扱いについて

【使用に係る手続き】

- ・ J I S 表示許可工場の場合
鳥取県土木工事共通仕様書第403条第4項に規定するレデーミクストコンクリートを使用するときの取扱いは、要領1及び要領2による。
- ・ J I S 表示許可工場の別注品コンクリート（J I S 規格外品）及び J I S 表示許可工場以外の工場で製造したコンクリートの場合
鳥取県土木工事共通仕様書第403条第5項に規定するレデーミクストコンクリートを使用するときの取扱いは、要領3による。

【品質管理の実施】

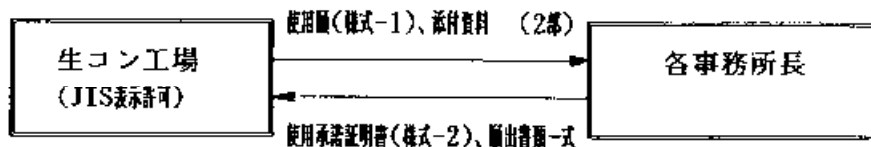
請負者は、土木請負工事必携中「土木工事施工管理基準」（2-55ページ）7 品質管理における試験場所の区分（2）その他ア、イに記してあるとおり、試料の採取及び試料の搬入を行わなければならない。

【検査資料】

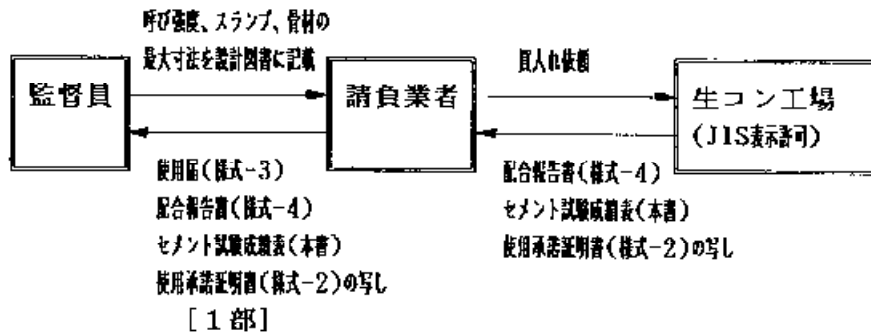
請負者は、生コン工場より、運搬の都度一運搬車ごとに納入書（様式-6）を提出させ整理の上、工事検査において検査職員より指示のあった時、資料を示さなければならない。

《要領1》 J I S 表示許可工場【標準品コンクリート】

- （1）生コン工場は、年度当初に各事務所管内で使用する標準品コンクリート（別紙1）について、レデーミクストコンクリート使用願（様式-1）及び添付資料2部を各事務所長に提出する。
各事務所長は、この内容を審査し適切であると認めた場合、願出書類一式の表にレデーミクストコンクリート使用承諾証明書（様式-2）を添付し、承諾を与えることとする。



- （2）請負者は、承諾を得た上記の生コン工場のレデーミクストコンクリートを使用するときは、レデーミクストコンクリート届（様式-3）、レデーミクストコンクリート配合報告書（様式-4）、セメント試験成績表（本書・別紙2）及びレデーミクストコンクリート使用承諾証明書（様式-2）の写しを添付し監督員に提出するものとする。
なお、この場合、配合設計書等の使用願添付資料を省略することができる。



(3) 適用

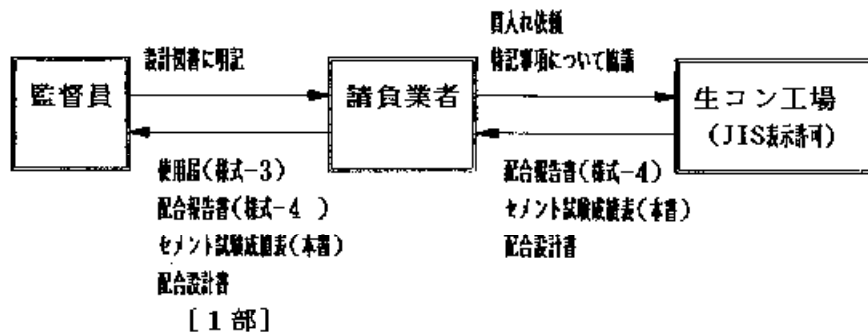
- (1) 《要領 1》(1) により承諾を得たものは、1 年間有効とする。
ただし、内容に変更のあった場合、その都度、速やかに同要領に
よるものとする。
- (2) 生コン工場は、各種試験結果(1 部)を1 ヶ月ごとに各事務所に
提出するものとする。
なお、アルカリ骨材試験結果については、最新のものを提出するも
のとする。

《要領 2》

J I S 表示許可工場【特注品コンクリート】

《要領 1》により承諾を得ていない標準品コンクリートを含む。

- (1) 監督員は、特注品コンクリートを使用する場合、設計図書に明記するも
のとする。
この場合、請負者は生コン工場と特記事項について協議するものとする。
請負者は、レデーミクストコンクリート使用届(様式- 3)、レデーミク
ストコンクリート配合報告書(様式- 4)、セメント試験成績表(本書・
別紙 2) 及び配合設計書を監督員に提出するものとする。



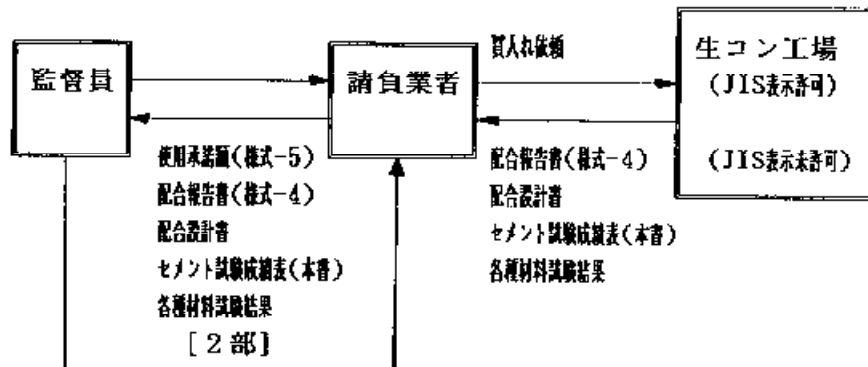
(2) 適用

《要領 1》(3) 適用(2) に準ずる。

《要領 3》

J I S 表示許可工場の別注品コンクリート(J I S 規格外品) 及び J I S
表示許可工場以外の工場で製造したレデーミクストコンクリート

- (1) 請負者は、表記のコンクリートを使用する場合、レデーミクストコ
ンクリート使用承諾願(様式- 5)、レデーミクストコンクリート配
合報告書(様式- 4)、セメント試験成績表(本書・別紙 2)、配合
設計書及び各種材料試験結果を監督員に提出し、承諾を得なければな
らない。



- (2) 監督員は、請負者より J I S 表示許可工場以外の工場で製造したレデーミクストコンクリートを使用したい旨、使用承諾願があった場合、J I S A 5 3 0 8 レデーミクストコンクリートの標準品の呼び強度の 1 ランク上位の基準を満足したものにかぎり承諾することができる。
- (3) 各種材料
 - (1) 骨材 (粗骨材、細骨材)
アルカリ骨材試験結果を含む。
 - (2) 混和材料 (混和剤、混和材)